ＪＲ東海労ニュース

№１６４４
２０１１年１２月２８日
ＪＲ東海労働組合

歯止めなき武器輸出解禁！死の商人への道を許すな！

政府は、12月27日の安全保障会議で武器と関連技術の輸出を禁止している「武器輸出三原則」の緩和を決定し、官房長官談話という形で発表しました。１９６７年に事実上の全面禁止を打ち出して以降、抜本的な緩和は初めてと言われています。

私たちは、このような「なし崩し的」な武器輸出緩和＝軍需産業の育成と軍事大国化への道に断固反対します。国際的な武器共同開発・生産や、武器の供与などに対し、いかに人道目的、平和維持と強調しても、戦争への道を突き進む以外のなにものでもありません。

東京新聞

新聞（夕刊）　2011年（平成23年）12月27日（火曜日）　©中日新聞

国際共同開発を解禁

武器輸出三原則

政府決定　人道目的供与も

政府は二十七日午前の安全保障会議で、武器と関連技術の輸出を原則として禁止している「武器輸出三原則」を緩和し、国際共同開発・生産と人道目的での武器など装備品の供与を解禁することを決め、藤村修官房長官が閣議に報告した。閣議後、官房長官が記者会見で談話として発表した。

一九六七年に事実上の全面禁止を打ち出して以降、抜本的な緩和は初めて。

旧共産圏と紛争当事国、国連武器禁輸国への輸出を禁じた三原則は維持しながら①米国や友好国との国際共同開発・生産への参加②自衛隊が国連平和維持活動（ＰＫＯ）などの海外派遣で使用した装備品の人道目的や平和構築目的での供与―を可能にする。装備品供与は自衛隊が派遣先に持ち込んだ建設用重機やヘルメット、防弾チョッキなどを派遣国に提供することを想定している。

共同開発の対象は米国や北大西洋条約機構（ＮＡＴＯ）加盟国、オーストラリア、韓国などに限定。第三国への輸出で国際紛争を助長したり、秘密漏えいがないように管理体制の整備を求める。目的外使用や第三国への移転には日本の事前同意を義務付ける。

藤村氏は記者会見で共同開発・生産について「要件が満たされているか厳格に審査・確認し、外為法に基づいて経済産業相が個別案件ごとに許可する」と述べた。

戦闘機などハイテク武器の開発・生産には巨額の費用が必要で、先進国の間では共同出資や分業が主流になっている。日本は三原則により、米国以外との共同開発に参加できなかった。

産業界からも国内の防衛産業基盤が衰退するとの懸念が出ていた。

武器三原則　緩和へ

共同開発　参加認める

12/23

27日にも閣議決定

政府は二十二日、武器と関連技術の輸出を原則として禁止している「武器輸出三原則」を緩和し、国際共同開発・生産と人道目的での装備品供与を認める方針を固めた。二十七日の閣議で決定し、藤村修官房長官が談話を発表する方向で調整している。

見直しは旧共産圏と紛争当事国、国連武器禁輸国への輸出を禁じた三原則は維持しながら①米国や友好国との国際共同開発・生産への参加②自衛隊が国連平和維持活動（ＰＫＯ）などの海外派遣で使用した装備品の人道目的や平和構築目的での供与―を可能にする。

政府は見直しに合わせて、官房長官談話に「国際紛争の助長を回避する」などの文言を盛り込み、平和国家の理念の堅持に努める方針を明らかにする。

一九七六年に政府統一見解で事実上の全面禁輸を決めて以降、対米関連などの例外措置を除き、抜本的な見直しは初めて。

戦闘機などハイテク装備品の開発・生産では、高騰化した調達コストを下げるため、先進国の間では共同出資や分業が主流となっている。日本はこれまで三原則により、米国以外との共同開発には参加できなかった。

防衛省は予算を効果的に使うため、共同開発への参加を認めるよう主張。産業界も、国内の防衛産業基盤が衰退するとの懸念から緩和を求めていた。

民主党は昨年、国際共同開発の対象として武器輸出管理の厳格な国▽共同開発の相手国との間で秘密保持体制を整備―などの条件を示していた。

武器輸出三原則　1967年に佐藤栄作首相が国会で①共産圏諸国②国連決議による武器禁輸国③紛争当事国―への武器輸出を認めないと表明。76年には三木内閣が政府統一見解で、その他の国にも輸出を「慎む」と決めて全面禁輸政策となった。国会決議や法制化はされず、83年に米国への武器技術供与を例外扱いしたのを皮切りに官房長官談話を発表する形で個別に例外を設けてきた。ほかにミサイル防衛（ＭＤ）の日米共同開発・生産と米国から第三国への輸出、政府開発援助（ＯＤＡ）によるインドネシアへの巡視船艇提供などが例外となっている。

武器輸出は憲法違反だ！